

県市町連携でのプッシュ型情報発信の検討に係る支援業務
委託仕様書（案）

令和7年4月

福井県未来創造部DX推進課

1 委託業務名

県市町連携でのプッシュ型情報発信の検討に係る支援業務

2 事業目的

福井県では、県や市町が様々な事業を実施し、住民への支援を行っており、あわせて住民にむけた情報発信を実施しているが、その手法や媒体が異なっており一元的な情報発信が行えておらず、住民目線になった際に「情報がどこにあるか分からない」、「関連する支援情報を集約したホームページがない」といった課題を抱えている。

このため、令和7年4月から新たに設立する福井県プッシュ型行政推進協議会（以下、「協議会」という。）の中で、住民があらかじめ登録した年齢や家族構成などの属性情報を元に、県や市町がホームページ等で発信した情報を集約して、その人が希望する情報を一元的に発信するプッシュ型情報発信について、市町と共に検討をおこない、令和8年度以降の構築・運用開始を目指していく。

本業務は、プッシュ型での情報発信を実現するための仕組み（以下、「プッシュ型情報発信システム」という）を県市町共同で検討する際の支援、ならびにプッシュ型情報発信システムの機能要件等の提案を行うものである。

3 プッシュ型情報発信について

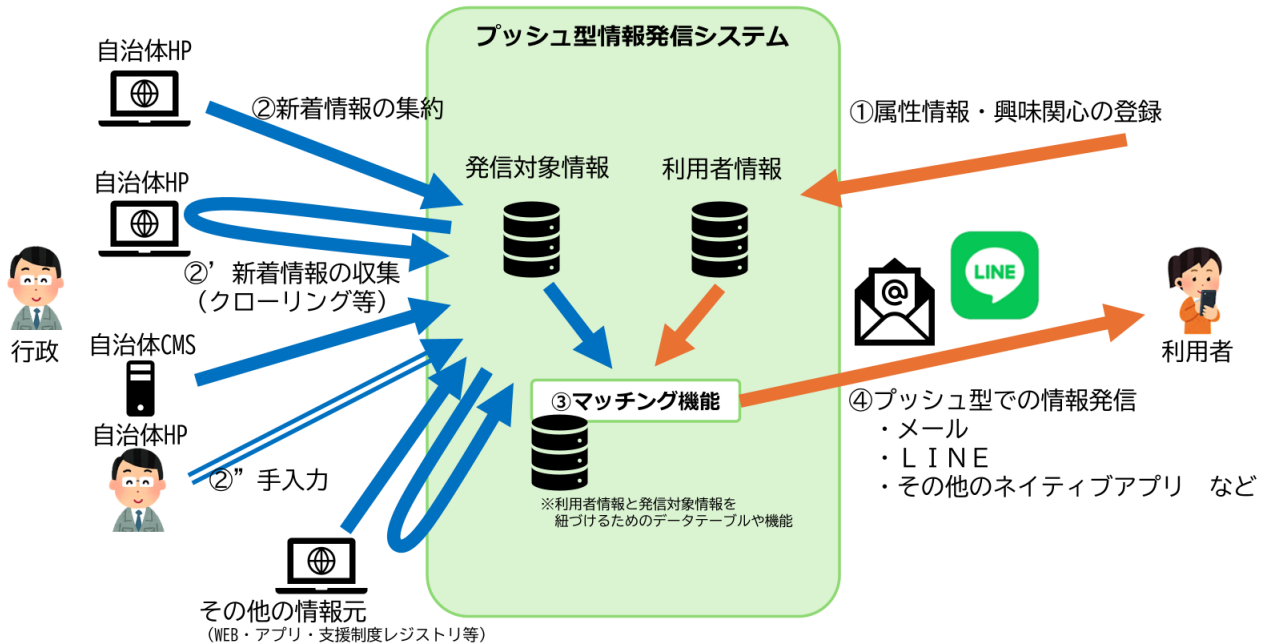
県が考えるプッシュ型情報発信とは、住民が事前に登録した属性情報（本人の年齢や家族構成など）や興味・関心のある分野（教育、介護、子育て、安全など）のデータをもとに、県や市町がHP等で発信した情報の中から利用者に伝えるべき情報を抽出し、プッシュ型で住民に届ける仕組みを想定している。

そのため、県が考えるプッシュ型情報発信システムには、少なくとも次の機能が必要であると考えている。

- ・利用者をユーザー登録・削除する機能
- ・ユーザーのメールアドレスや属性情報・興味関心等のユーザー情報を登録・保存する機能
- ・県や市町のHP等で発信された情報（新着情報）を取得する機能
- ・新着情報をカテゴリに分類する機能
- ・分類するためのカテゴリを登録する機能
- ・カテゴリ化された新着情報とユーザー情報をマッチングする機能
- ・マッチングした新着情報をメール等により配信する機能
- ・自治体の担当者が新着情報をシステムに直接入力することができる機能
- ・直接入力された新着情報についても、ユーザー情報とマッチングさせて配信する機能
- ・登録された情報や機能を管理するために必要な管理者側機能

この実現に向け、令和7年度は、県市町が参加するワーキンググループのなかでプッシュ型情報発信システムを検討する。本調達は、プッシュ型情報発信システムに関し、次年度に向けた調達仕様書を作成することを目的とし、次の業務内容を委託するものである。

図1 プッシュ型情報発信システム（全体イメージ）



4 委託業務内容

i プッシュ型情報発信機能の検討（ワーキンググループ）にかかる支援

プッシュ型情報発信システムの検討については、県市町が参加するワーキンググループのなかで行う。このワーキンググループでの検討を円滑に進めるために必要な支援を行うこと。なお、ワーキンググループは11月までの間に月1回程度、最大6回の開催を想定している。

（ワーキンググループの想定スケジュール）

令和7年6月 … テーマ「必要とするプッシュ型情報発信システムの整理・検討」

7月 … テーマ「プッシュ型情報発信システムの提案」

8月 … テーマ「プッシュ型情報発信システムの機能要件について県市町で合意」

9月～… テーマ「プッシュ型情報発信システムの運用要件について」

（支援内容）

- ・県・市町のHPおよび情報発信におけるカテゴリ分けなど、プッシュ型情報発信の検討に必要なと考える情報の調査・支援を行うこと。
- ・ワーキンググループでの検討で使用する資料作成を行うこと。
- ・ワーキンググループにおけるプッシュ型情報発信システムに関する検討・議論の進行を行うこと。
- ・ワーキンググループでの意見を集約し、次回WGに向けて論点を整理すること。
- ・ワーキンググループでの検討を踏まえ、それを実現するプッシュ型情報発信システムについて提案すること。（詳細については次項）

ii プッシュ型情報発信システムの提案

県と市町の検討を踏まえ、それを実現するプッシュ型情報発信システムを7月のワーキンググループで提案すること。また、提案に際しては次の点についても考慮・検討案すること。

(留意事項)

- ・特定の技術やシステムに依存せず、可能な限りオープンな技術を用いること。
- ・福井県および県内17市町の公式HP（表1参照）からの新着情報の収集に際し、HP側について可能な限り改修が不要となる仕組みを採用すること。
- ・公式HP以外の情報元や自治体HPのCMSについても、情報集約の対象と出来る拡張性を有すること。その際、対象の情報媒体について可能な限り改修が不要となる仕組みで提案すること。
- ・メール以外の媒体（アプリ等、例：自治体公式LINEなど）に対しても情報発信を行うために、連携するアプリ側のプッシュ通知機能に情報を連携する、あるいはパーソナルデータ連携基盤を通じてアプリ側に情報をプッシュするなどの機能を検討・提案すること。情報連携の際に、プッシュ型情報発信システム自身や発信媒体について出来るだけ改修が不要となる仕組みを検討・提案すること。
- ・そのほか受託事業者がプッシュ型情報発信システムに必要と考える機能や非機能要件についても提案すること。

iii プッシュ型情報発信システムの調達準備に係る支援

記載の期限までに、調達に関連する文書を作成すること。

文書名	作成期限
プッシュ型情報発信システムの機能要件・非機能要件	令和7年8月29日
機能要件に基づく概算費用積算	令和7年9月30日
調達仕様書案	令和8年1月15日
機能要件・非機能要件の一覧表作成	
プロポーザル審査要領	
プロポーザル審査基準表	
そのほか、必要と考える書類	

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

6 業務履行場所

本県が指定または承認した場所

7 留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は本業務を行う場合、常に福井県と綿密な連絡を取るとともに、福井県の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、作業の進捗状況や本県が必要と認める項目について、本県の求めに応じ、随時、報告や業務内容に関する資料の提出を行うこと。
- (4) 受託者は、委託業務の作業状況について、臨時の報告や協議が必要な事由が発生したときは、速やかに本県に報告を行うこと。
- (5) 受託者は、本県と必要な打ち合わせを実施した際、指示がある場合は議事録を作成し、本県に提出して承認を受けること。
- (6) 受託者は、本業務に着手するにあたり、本県と共同で行なわなければならない作業項目および本県に依頼する作業項目と頻度を提示すること。また、これらの内容に変更が必要な場合は、その都度その内容を本県に提示すること。
- (7) 本県が必要と認めた場合、進捗管理等に関する報告を行うための資料を作成し提出すること。
- (8) 本仕様書に記述がない事項または業務の遂行にあたり疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。
- (9) 本業務の遂行に伴い第三者に与えた損害は、本県の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において処理するものとする。

8 成果物と提出時期

本業務において、納入対象とする成果物を以下に示す。

成果物	提出回数	納期
ワーキンググループでの検討資料	最大8回	開催3日前までに
ワーキンググループでの論点整理資料	最大8回	開催後5日以内
調達に関連する文書（仕様書4 iii）	1回	4 iiiに記載のとおり
最終報告	1回	令和8年3月31日

- ・ 成果物については、日本語で納入し、専門用語には説明を付すこと。
- ・ 成果物は全て電子データ（Microsoft Office 形式の Office2019 以降のバージョン）で提供すること。

9 著作権等の取り扱い

- (1) 本業務の成果物および、成果物作成のための関係資料は全て本県に帰属するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 製作過程で生じる権利関係および第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中および完了後、本県においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 写真、イラスト等の著作物については、本県および本県が指定する第三者に対して著作権人権を行使しないものとする。

- (5) 著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本県はその責任を負わない。